

お客様 各位

2016年5月30日

旭トステム外装株式会社

「防火構造の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1359号）」改正の件

平素は弊社窯業系サイディング AT-WALL に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、表題の件、告示内容改正に伴い外壁の窯業系サイディングにつきましても、不燃下地以外にお使  
いいただく場合、告示での対応が可能となりました。

弊社におきましては、下記の製品が告示に適合致しますのでご案内申し上げます。

記

1. 告示適合製品

- ・厚さ 15mm,16mm,18mm の AT - WALL

AT - WALL ガーディナル

AT - WALL EXE

AT - WALL PLUS

AT - WALL 15

※但し、AT - WALL15F（フラット SA5, SA553）を除く

2. 告示外製品

AT - WALL15F（フラット SA5, SA553）

AT - WALL 14

AT - WALL 塗り壁

3. JTC 大臣認定について

H12年告示1359号の仕様に適合の有無にかかわらず、JTC大臣認定は有効です。木造外壁の防火  
構造の場合は、認定番号PC030BE-9201が使用できます。鉄骨造外壁につきましては当該告示には含  
まれませんので、従来通り鉄骨造外壁防火構造認定番号PC030BE-9202をご使用ください。また45  
分準耐火、1時間準耐火につきましても、従来の認定番号での対応となります。

4. 窯業系サイディングを使用した防火構造告示の要点

- ・部位 外壁
- ・構造 木造（軸組、枠組み）工法。
- ・断熱材 なし、グラスウールまたはロックウール。
- ・屋内側被覆 せっこうボード9.5mm以上等。

以上、宜しくご高配の程、お願いを申し上げます。